

③ 介護保険サービスの戦略

1. 中立・公平・公正な要介護認定

- ・現行どおり、県主催の調査員研修への出席、町内レベルでの勉強会を実施していきます。また、認定調査表のチェック、調査・意見書の期限内提出への催促をし、認定までスムーズに進行するよう努めます。

2. 介護施設サービス

- ・特養への優先入所が公平に行われるように、入所検討委員会へ行政からも出席します。

3. 介護在宅サービス

- ・サービス内容の拡大は、各業者の自助努力という考え方から、要介護者から要望があり行政が必要性を認識した場合、そのサービス事業者に対して利用者の希望内容を情報提供していくことに努めます。

4. 居宅介護支援事業者の質の向上

- ・ケアマネージャーに対し、サービス担当者会議を実施するよう指導していきます。また、サービス利用者のケアプランを年1回提出するよう義務付けます。（住宅改修時はその都度提出）

5. 財源の確保

- ・保険料納付について、普通徴収の人は口座振替により利便性を図り、滞納者に対しては個別訪問をして制度説明（サービス利用制限の可能性など）と理解を求めます。

6. 権利養護の必要性

① サービス事業者指導

- ・サービスの契約内容とサービス内容を作成し、本人または家族に提示するよう指導します。これによりケアマネージャーが、本人に十分な説明をできるよう支援します。

② 苦情処理

- ・現行どおり、苦情の受け付け・内容整理をし保存、申し立て者に対しては十分な説明をします。今後、関係機関（サービス事業者等）への通知は、文書で行っていきます。

高山町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画抜粋

第3部 老人保健福祉計画でのサービスの供給目標

老人保健福祉サービスの種類と目標

(1) 老人保健福祉サービスの提供目標、考え方

はじめに、平成15年度から19年度の期間で提供するサービスの目標設定に際し、基本的な理念や優先事業、重点事業等について記載します。

① 生活支援事業

介護保険法の趣旨から、高齢者ができる限り寝たきりなどの介護状態に陥ったり状態がさらに悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援（生活支援）を行っていきます。また、介護保険の対象にならないサービスの実施はもちろん、要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対しても必要な支援を行い、安心して生活が送れるよう努めます。

② 介護予防・生きがい活動推進事業

高齢者の誰もが、人生を生き生きと潤いのあるものにし、それぞれの生活の質を高めていくため、世代交流や動物とのふれあいという視点も取り入れながら、高齢者雇用機会の拡大やボランティアへの参加の促進など、「社会参加と生きがいづくり」を推進していきます。

③ 家族介護支援事業

この事業は、高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るものです。

④ 地域ケア対策事業

地域ケア対策としては、総合的な介護サービスを提供する拠点の整備が必要となりますが、ここでは主に日常の生活圏に近い所で保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することができる体制として、在宅介護支援センターを中心とした体制整備を図ります。

⑤ 老人保健サービス

社会の活力を保つには、一人ひとりが高齢期を健康で生活できるようにして行くことが重要です。そこで、保健事業は「生活の質低下」を直接もたらす疾患を重点的に取り組む疾患とし、寝たきりとならないよう介護予防の観点からそれぞれの課題に対しての取り組みを設定するものとします。

また、住民を主体とし、自主的な取り組みを支援する形で展開することを基本とします。

⑥ 施設サービス

養護老人ホームへの入所者は、平成14年3月現在で31人が入所しています。

待機者20人と入所者に比して多くなっていますが、実際に入所となると見送る方が多く、独り暮らし老人等で将来に不安を感じている方が保険的な意味合いで入所を希望しているケースが多く見受けられることから、本当に入所が必要な方は少数であることがうかがわれます。

今後は在宅サービスの基盤整備やケアハウス等の建設に伴い、待機状況は緩和される見込みです。

(2) 在宅高齢者福祉事業の主なサービス

主なサービスの全体的目標値について記載します。

在宅高齢者福祉サービス事業の実施予定

在宅福祉サービス名	事業内容	平成15年度 利用予定	平成19年度 利用予定
1 生活支援型ホームヘルプサービス	居宅に人材等を派遣し、軽易な生活援助サービスを提供	96	144
2 生活支援移送サービス	送迎用車輛により、自宅と生きがい対応型デイサービス等を実施する施設との間を送迎	3,000	3,300
3 高齢者訪問給食サービス	毎日の食事を提供し高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行う	58,000	60,000
4 寝具類洗濯乾燥消毒サービス	寝具類の衛生管理が困難な者に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う	50	70
5 住宅改修支援サービス	高齢者向けに居宅等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行う	150	180
6 生きがい対応型デイサービス	老人福祉センター等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供する	1,500	1,650
7 生活指導型ショートステイ	疾病ではないが体調不良に陥った高齢者等を老人ホームの空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図る	21	35
8 在宅介護支援センター	在宅の要援護高齢者の介護者等に対し、介護方法等の在宅介護に関する相談に応じる	1,400	1,680

(3) 生活支援事業

イ. 生活支援型ホームヘルプ事業

◎ 軽度生活援助

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の独り暮らし老人の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を防止します。

これらの事業の実施にあたっては、ホームヘルパーをはじめ必要とされる生活援助内容に応じ必要な知識経験を有する者を派遣し対応します。

- ・外出時の援助（例：外出・散歩などの付き添い、運転の代行など）
- ・食事・食材の確保（例：宅配の手配、買い物等）
- ・寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物等の搬出入

◎ 生活管理指導

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会的孤立者に対し、ホームヘルパー等が訪問又は施設への短期間の宿泊により日常生活に対する指導、援助を行い、要介護状態への進行を予防します。

これらの事業の実施にあたっては、軽度生活援助事業と同じくホームヘルパーをはじめ、必要とされる生活援助内容に応じ必要な知識経験を有する者を派遣し対応します。

○ 生活管理指導員派遣事業

- ・日常生活に関する支援・指導
- ・家事に対する支援・指導
- ・近隣住民との関係修復等

ロ. 生活支援移送サービス事業

生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する施設と利用者の居宅との間を送迎するサービスを提供いたします。

ハ. 高齢者訪問給食サービス事業

食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

- ・実施日 月曜日～土曜日（年末年始と日曜日を除く）の昼と夕の2回
- ・負担額 1食 300円

二. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の寝たきり老人等が日常的に使用する寝具を、洗濯・乾燥・消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図ります。

ホ. 住宅改修支援事業

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修に係わる介護保険制度の利用に関する必要な助言を行います。

へ. 老人日常生活用具給付等事業

要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、自動消火器や電磁調理器等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(4) 介護予防・生きがい活動推進事業

① 生きがい対応型デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、デイサービスセンターにおいて、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供し、お年寄りの社会的孤立の解消や、心身機能の維持向上を図り、且つ、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

《実施の方法及び事業内容》

デイサービスセンター2箇所を柱に、要介護認定における自立判定者を対象に、介護予防を中心とした生きがい型デイサービスを実施します。

② 生活指導型ショートステイ事業

疾病ではないが体調不良な状態に陥った高齢者等を、養護老人ホームの空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行なうとともに、体調調整を図ります。

③ 老人クラブ活動育成事業

高齢者生きがい活動の中心となる団体として、老人クラブは重要な役割を果たしています。これら老人クラブが主体的に取り組む地域ボランティア活動や交流会、研修会などの活動費用に対し、補助することにより、地域における生きがい支援活動を支えます。

目標

現在本町の振興会は93区あり、老人クラブ数は53団体となっています。
今後は各地区1団体を目指すとともに、クラブの加入促進にも努めます。

④ シルバー人材センター運営費補助事業

健康な老人に、補助的及び短期的な就業の場を確保するとともに、これらの就業を通じて「生きがい」と「生活への活力」を与えることにより、高齢者の生きがいと健康の増進を図ります。

現在のシルバー人材センター

- ・名称 「高山町シルバー人材センター」
- ・会員数 約160名

⑤ 敬老祝金支給事業

高齢者の長寿をお祝いして、記念品や祝い金を贈り、その労に報いることとします。

祝い金給付内容

◎給付対象者 9月1日現在住所を 有している者	・70～79歳	2,000円
	・80～89歳	5,000円
	・90～94歳	8,000円
◎訪問期間 9月中	・95～99歳	15,000円
	・100歳以上	100,000円

⑥ その他の生きがい対策

○ 老人スポーツ普及事業

高齢者の健康保持、体力向上、会員相互間の親睦等を図ることを目的として、各種スポーツ大会を開催します。

具体的には、各種協会主催による大会や各団体が主催する大会等に積極的に参加するとともに、町体育協会などに協力を要請し、高齢者の体力にあったスポーツの普及に努めます。

(5) 家族介護支援事業

① 家族介護用品支給事業

重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。

② 介護者福祉手当支給事業

町内に1年以上住所を有し、在宅の寝たきり老人、痴呆等及び重度心身障害者、重度心身障害児を常時介護している人に対し、介護者福祉手当を支給することにより、介護者の労をねぎらい、もって福祉の向上を図ります。

- ・支給額 年額6万円（2回に分けて支給）

③ 痴呆性老人在宅介護支援対策

現在痴呆性老人が増加している状況にあります。

痴呆性老人は、徘徊、不潔行為などの問題行動を伴う場合が多く、特に在宅での介護においては介護者に大きな負担を強いることとなります。これら介護者の負担を軽減する対策として、痴呆性老人を対象とする「グループホーム」などの施設整備の必要性が急速に高まっています。しかし、これらの施設を整備することで全ての問題が解消されるわけではありません。

一つには、痴呆症の専門家が比較的手薄な状況であることから、痴呆性老人への対応が十分に行われていないことや、施設等で痴呆症の専門家を配置することが困難な状況であることから、痴呆性老人に対する適切な介護ができていないことなどがあげられます。

また、地域にはいまだに痴呆への偏見が根強く存在することから、痴呆に関する正しい知識が育ちにくい状況にあると言えます。

これらの対策として、介護者における痴呆についての専門的な知識の習得と、その対応についての啓発促進に積極的に努めることとします。

具体的には

- ① 広報誌やチラシ、パンフレットの制作により痴呆についての啓発を行います。
- ② 医療・老人介護施設・民間有識見者などの協力を得て、いつ誰でもが気楽に相談できる場所の普及に努め、痴呆に係る専門的な相談体系を確立します。

(6) 地域ケア対策事業

地域ケア対策としては、総合的な介護サービスを提供する拠点の整備が必要となりますが、ここでは主に日常の生活圏に近い所で保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することができる体制として、在宅介護支援センターを中心とした体制整備を図ります。

① 在宅介護支援センター事業

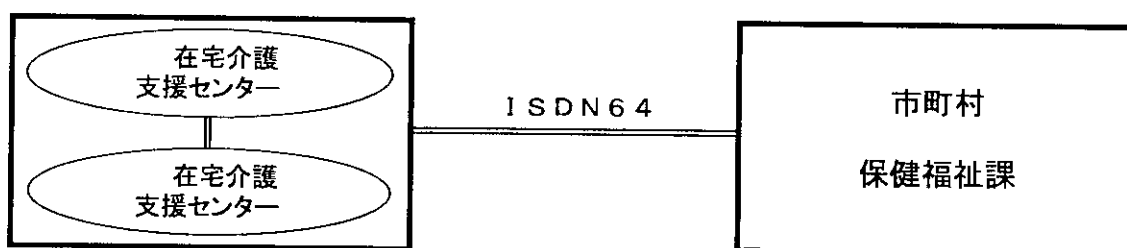
本町では在宅介護支援センター2ヶ所を配置し、総合的な相談・指導・在宅サービスの調整機能の役割を行います。

○ 高山町在宅介護支援センター	花神荘
所在地 高山町後田5375	電話 65-4788
○ 高山町在宅介護支援センター	老春苑
所在地 高山町新富525	電話 65-7500

また、自立と判定された高齢者や虚弱老人にかかる介護予防や生活支援サービスのケアプラン作成についても、在宅介護支援センターがその中心的役割を果たすこととなります。

そこで、高山町では介護保険におけるケアプラン（介護サービス計画）と介護保険以外の介護予防や生活支援サービスのケアプラン（支援サービス計画）とを総合的に調整する体制整備として、保健福祉課と在宅介護支援センターをオンラインで結ぶ支援ネットワークシステムの導入を検討し、スムーズな対応に努めます。

地域ケアネットワーク体系



② 高齢者実態把握事業

在宅介護支援センターにおいて、地域の高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価を行います。（訪問による実態把握、来所相談による実態把握等）

③ 介護予防プラン作成事業

在宅介護支援センターにおいて、要介護状態になる危険因子の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう介護予防プランを作成し、適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援します。（要介護危険因子の高い高齢者の発見→介護予防マネージメント→プランの作成→介護予防効果測定（評価）を行う）

(7) 老人保健サービス

- ① **重点的に取り組むべき対象疾患を明らかにしていきます。**
 - ・がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症を重点とします。
 - ・高齢期の生活の質の観点から、痴呆、骨粗鬆症、歯周疾患等にも取り組んでいきます。
- ② **要介護状態になることの予防への取り組み**
 - ・介護保険制度を安定的に運営できるよう、介護を必要とする状態になることをできる限り予防します。
 - ・脳卒中等の疾患の予防に加え、転倒時の事故や、閉じこもり等社会活動の低下、生理的な老化の過程にも着目し対処します。
- ③ **介護に携わる家族の健康管理を支援します**
 - ・介護家族の健康の保持・増進を支援し、介護家族の生活の質の向上を図ります。
 - ・健康情報の提供、健康問題に関する支援、介護方法に関する指導をします。
 - ・健康相談、訪問指導、訪問健康診査等の効果的実施による支援をします。
 - ・ショートステイ等の効果的活用や、共通の悩みを持つ者が支え合う取り組みの支援等も重視します。
- ④ **保健サービスを体系的に実施します。**
 - ・健康手帳の交付、健康相談等、個々の対象者と保健事業との接点となる機会を活用し、健康状態、生活習慣、サービス利用に関する基本情報を把握します。
 - ・これと併せて基本健康診査の情報を活用して、対象者一人ひとりの健康について評価（ヘルスアセスメント）し、ふさわしい保健サービスを計画的に提供します
 - ・要介護状態の予防に重点を置いた機能訓練、生活習慣病の予防や保健・医療・福祉サービスの調整をさらに推進。生きがい対策を含めた保健・医療・福祉の一体的提供を図ります。

1. 健康教育

従来より行われている集団での健康教育についても、健康寿命延伸のための生活習慣病予防対策として、一層の推進を図ります。

また、現在の介護家族者を対象にしての実施について、まずは参加しやすい状況を設定する必要があります。今後検討する必要がありますが、予防の視点で介護される個・介護する個の健康管理について一般住民を対象に実施します。介護家族者については、訪問指導事業で置き換えます。

○ 個別健康教育

対象者が指導者から1対1で受ける健康教育であり、集団健康教育より個人の理解に応じた指導とすることができます。高血圧・高脂血症・糖尿病・喫煙の4領域について実施します。

○ 健康教育目標

区分	平成19年度目標
集団健康教育	77回
個別健康教育	16回
高血圧	5回
高脂血症	5回
耐糖能以上	5回
喫煙	1回

2. 健康相談

健康相談は、総合健康相談と生活習慣病のうちの重点的に対策を講じることが必要な疾患を対象とした重点健康相談をより身近な地区公民館単位での実施、また、必要に応じより専門的な職種の指導及び助言が得られるようにします。

介護家族健康相談については、健康教育同様、介護者が参加しやすい状況設定からの検討が必要であり、訪問指導への置き換えが有効と考えます。

○ 健康相談の実施目標

区分	平成19年度目標	
	総合健康相談	実施回数
	実施延人員	2,000
重点健康相談	実施回数	22
	実施延人員	200

3. 健康診査

健康診査は、集団健康診査及び個別委託健康診査を実施します。

基本健診は、対象者の受診率 % を目標としていますが、検診後に生活習慣指導が必要な方に対する健康教育などの事後指導や、医師の診療が必要な方の診療を受けた割合なども重視して、他のサービスを体系的・総合的に提供し、疾病の予防と介護予防に努めます。

○ 基本健康診査の実施目標

◎ 要指導者のうち適切な事後指導を受けた者

	平成13年度	平成19年度
要指導者数	601	900
被指導者数	480	720
指導率(%)	79.9	80.0

* 受診者に結果を通知するまでの期間は30日以内とします。

○ 基本健康診査

	対象者数	受診者数	受診率 (%)	総合判定区分				医療機関 受診者数	医療機関 受診率(%)
				異常なし	要指導	要医療	合計		
平成10年度	3,972	2,081	52.39	153	772	1,156	2,081		0.00
平成11年度	3,894	1,913	49.13	129	724	1,060	1,913	839	79.15
平成12年度	3,826	1,792	46.84	123	620	1,042	1,785	698	66.99
平成13年度	3,971	1,675	42.18	105	601	964	1,670	745	77.28
平成19年度	4,000	2,000	50.00	300	900	800	2,000		90.00

健康診査受診者を保健事業の主な接点として捉え、現時点での健康異常を把握するばかりでなく、将来に発症する可能性のある対象者を把握し、「ヘルスアセスメント」後、保健サービスを計画的に提供します。

若年者（40代・50代前半）が受診しやすい体制として休日健診を実施していますが、今後、より受診しやすい体制（節目検診・総合健診など）への取り組みも重要です。

平成14年度より肝炎ウイルス検診を実施します。対象者設定は国に準じます。

4. 機能訓練（介護保険外）

○ B型機能訓練

在宅福祉との連携により平成15年から実施予定です。

比較的元気な高齢者が、地区公民館等身近な場所で趣味、講座等社会参加に重点を置いた内容とします。既存の、例えば、自主的な取り組みの（生涯学習課）校区ごとの事業が該当すると考えられます。高齢者の健康増進のための活動、自主的活動との連携、自主活動の話を広げる目的で実施します。

スタッフとして、必要に応じ、講師、保健婦、ボランティア等。

5. 訪問指導

訪問指導は、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等其他のサービスとの調整を図ることを目的として行います。

対象者は、検診の要指導者や、介護予防の観点から支援が必要な高齢者（独り暮らし、閉じこもり、寝たきり、痴呆症の高齢者で、介護保険以外のサービスに関わる調整が必要な方）、及び介護に携わる家族です。

訪問指導の実施にあたっては関係機関との連携を特に重視し、この連携の下で訪問指導が必要な対象者を支援していくように努めます。

○ 訪問指導の実施目標

対 象 者		平成19年度目標量
要指導者	健康診査受診後の要指導者で、結果報告会等を受けない者、健診のフォロー等	年 50回 延べ 150人
個別健康教育対象者	個別健康教育受診後の定期的な指導が必要な者	年 15回 延べ 50人
独居老人等	独居老人、閉じこもり高齢者	年 10回 延べ 30人
介護家族者	家族の介護に携わる者	年 7回 延べ 20人
その他	要介護認定において「自立」とされた者、介護保険制度を利用しない者	年 3回 延べ 10人
計		年 85回 延べ 260人

6. 健康手帳による健康管理の充実

老人保健サービスの利用者の健康管理に資する観点から、健康手帳を交付します。また、手帳の活用について周知徹底を図ります。

7. 組織の育成

保健サービスの充実を図るため、保健推進員や食生活改善推進協議会の育成に努めます。

(8) 施設サービス

① 養護老人ホーム

養護老人ホームへの入所者は、平成14年3月現在で31人が入所しています。町内の施設に21人、圏域の調整により町外の4施設へ10人が入所しています。

待機者は20人と入所者に比して多くなっていますが、今後は在宅サービスの基盤整備やケアハウス等の建設に伴い、待機状況は緩和される見込みです。

2. 介護予防

高齢者が家庭や住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいのある自立した生活を営むために、介護保険法の中にもある介護予防への取り組みについて、高齢者福祉課及び、在宅介護支援センターを中心に、保健・医療・福祉との連携を図りながら、老人保健福祉計画に具体的な事業を盛り込み、積極的に取り組んでいきます。

3. 地域リハビリテーション

居宅要介護高齢者が、居宅において心身の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションについて、今後関係医療機関等における事業参入を積極的に促します。

4. 地域ケア体制

地域に密着したきめこまかな高齢者の介護予防、介護保険サービスを支援するため、地域の一般住民の援護活動が重要になります。

このため、在宅介護支援センターを中心に、社会福祉協議会(ボランティア)、相談協力員、各種団体、要介護高齢者の隣近所の方等のネットワークづくりを促進し、身近な福祉ニーズ等の情報収集及び、地域ケア体制の育成強化を図っていきます。

5. 高齢者活動支援等

住民ボランティアによる自主的な高齢者活動支援等は、介護保険サービス受給者を精神面で支援したり、介護保険サービスを補完するものとして、地域における福祉サービスを育む大きな力となることから、ボランティア活動を積極的に支援していきます。